令和3年度 経営管理権集積計画 (大淵・内山地区)

森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の 規定により、経営管理権集積計画を定める。

> 令和4年1月14日 富士市長 小長井 義正

	個別事	垻													
			経営	管理格	雀の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理	€03-06	村 ((乙)				富士	市長	小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	€U3-U6	経営	管理格	権を設定す	る森林	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林所	有者	(甲)	₩ /p/1•11	. ///								
	乙;	が経営	管理棒	権の設	定を受け	トる森木	木 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所る	主 地	番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市大	淵 102	216	9	V20	山林	0. 1563	ヒノキ	47	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定され る場合〉	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と	〈経営管理実施	
2	同上	102	225	9	V\20	山林	0. 0357	ヒノキ	47	同上	同上	1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利	補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。	権が設定される場合〉	
3	同上	140	069	9	V \51	山林	0. 0806	スギ	74	同上	同上	用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施	2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額	木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果	
4	同上	140	070	9	V \52	山林	0. 0723	ヒノキ	54	同上	同上	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から	3. 木材生産業務費の算定方法	が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び	
5	同上	140	072	9	い50	山林	0. 0188	ヒノキ	47	同上	同上	以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業		方法 経営管理実施 権者から甲に	
6	同上	140	073	9	い50	山林	0. 3527	ヒノキ	47	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す	・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事	Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の	
7	同上	140	074	9	い50	山林	0. 1345	ヒノキ	57	同上	同上	るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施	指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな	
8	同上	140	075	9	V\20	山林	0. 0561	ヒノキ	47	同上	同上	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を	権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経	う。 〈経営管理実施	
9	同上	140	076	9	V \50	山林	0. 1500	ヒノキ	47	同上	同上	実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。	協力すること。	権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法	
10	同上	140	077	9	V17-2	山林	0. 0221	ヒノキ	61	同上	同上	・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな	
11	同上	140	078	9	い50	山林	0. 0128	ヒノキ	47	同上	同上	既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	<i>ν</i> ′°	

	乙が絹	经営管理	権の設	と定を受け	ける森林	末 (A))		経営管理権を設定で	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	10216	9	V\20	山林	0. 1563	ヒノキ	47				
2	同上	10225	9	い20	山林	0. 0357	ヒノキ	47				
3	同上	14069	9	い51	山林	0. 0806	スギ	74				
4	同上	14070	9	い52	山林	0. 0723	ヒノキ	54				
5	同上	14072	9	い50	山林	0. 0188	ヒノキ	47				
6	同上	14073	9	い50	山林	0. 3527	ヒノキ	47				
7	同上	14074	9	い50	山林	0. 1345	ヒノキ	57				
8	同上	14075	9	V \20	山林	0. 0561	ヒノキ	47				
9	同上	14076	9	い50	山林	0. 1500	ヒノキ	47				
10	同上	14077	9	い17-2	山林	0. 0221	ヒノキ	61				
11	同上	14078	9	い50	山林	0. 0128	ヒノキ	47				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

1	個別事.	経	営管理(乙)	権の設定を	と受ける	方市町	(名称			<u></u>		(所在地)		
	理	03-13	` '						小長井 義	š 止		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
田	5		営管理権 所有者	権を設定す (甲)	「る森材	木の森	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
	乙力	1	,,,,,,,	段定を受け	ナる森材	妹 (A))			経営管理権		ナサの形式による(p. 11 よい) ナサル	乙が甲にDを	
番号	所 右	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市大	# 13965	11	V\41 V\43	山林	0.0790	ヒノキ	66 94	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営・・乙が森林経営・・乙が森林経営・・乙が森林経営・・乙が森林管理・・石が森特管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林管理・・石が森林と実とででいる。 といれている。 まないといれている。 まないといれている。 ないといれている。 ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	を権る1. 木及業しがやう2. 方経権Dと方指振現よう く権な・方乙し払い。 経が場時材が務、確か。 相法営者をと法定込金り。 経がい時及かてい。 管定2 期産材完支後お 手 煙か支し、るは渡こ 管定合、方甲銭行理さ 業販了結、こ 方 実甲う支甲口甲しな 理さ〉相法にのわまれ、るは渡こ 理さ〉相法にのわまれ、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは	

		乙が糸	E営管理	権の記	定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所	: 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士	市大淵	13965	11	V^41 V^43	山林	0. 0790	ヒノキ	66 94				
T = 0	の計	画に同 権利の	意する。)設定を	。 受ける	市町村	(乙)	•			住 所(同上) 富士市县	長 小長井 義正		
		権利を	設定す	る森林	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を())書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

		<u> </u>											I (
					権の設定を	:受ける	市町	(名利					(所在地)		
整	理	集03	-17 村	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	200	経営		権を設定す	る森林	め森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
	1	乙が経	E営管理	権の影	足定を受け	する森林	木 (A))	Г		経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	亨	f 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士	:市大淵	14649	9	ろ56	山林	0. 0651	ヒノキ	62	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	・ 乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期 木材生産業務	
2	同一	=	14652	9	ろ55 ろ56	山林	0. 3454	ヒノキスギ	58 62	同上	同上	木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示	及び木材販売 業務が収支結、東 し、確定におこな う。相手方及び 方法	
3	同山	=	14653	9	ろ69-1	山林	0. 1206	ヒノキ	61	同上	同上	する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様	により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。	経権のと方指した。 と方指した方指した。 経権のと方にはする。 をとはなり、 をとはなり、 をとはなり、 をといる。 をとしてはなり、 をといる。 をいる。 をい。 をいる。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	
4	同山	=	14657	9	ろ56	山林	0. 0638	ヒノキ	62	同上	同上	性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多	協力すること。	現金手渡しに よりう。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・時期、相手	
5	同	-	9140	9	ろ56	山林	0. 1983	ヒノキ	62	同上	同上	様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	

	乙が糸	圣営管理	権の影	と定を受け	ける森林	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14649	9	ろ56	山林	0. 0651	ヒノキ	62				
2	同上	14652	9	ろ55 ろ56	山林	0. 3454	ヒノキスギ	58 62				
3	同上	14653	9	ろ69-1	山林	0. 1206	ヒノキ	61				
4	同上	14657	9	356	山林	0. 0638	ヒノキ	62				
5	同上	9140	9	ろ56	山林	0. 1983	ヒノキ	62				
					<u> </u>		<u> </u>					
	の計画に同 権利の			市町村((乙)				住 所(同上) 富士市县	ē 小長井 義正		

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

住

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

1	個別	争供	tree \	ù	F ← =n → →			(51	۲)				(正大州)		
→	理		木十	宮官埋和 (乙)	権の設定を	ご 受ける	市町	(名称		小長井 義	を正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
	生 号	集03	-24	. ,	を設定す	- z 木t	トの本		- IP 及 3 又は2		€.11.		(住所又は所在地)		
				ョョ垤1 折有者		公林や	トレノオ木	(14.4	1/10/	11 1717			(正)//人(4)//(正地)		
	Z	乙が経	Y営管理	権の認	足定を受け	ける森村	木 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市	5大淵	9236	10	V \ 58-1 V \ 62-1	山林	0. 1719	ヒノキ	51 62	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営合〉 1.森林経営 ・ 1.森林経営 ・ 2.森林経営 ・ 2.森林経営 ・ 2.森林経営 ・ 2.森林経営 ・ 2.森林経営 ・ 2.森が森寺変理 た 2.森が森寺変理 た 2.森が森森管理して管理などのの必要 を 2.森が森森特では、等1回の施 を 2.森が森森特では、第1の方が森林では、第1の方が森林により、表が、表が高いでは、第1の方が森林により、表が、表がでは、まなの状況を、、表が表別では、表が、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及びこは、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	く権る1. ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

	乙が	圣営管理	捏権の記	没定を受 け	ける森村	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	9236	10	₹ 1 € 1 € 1 € 1 € 1 € 1 € 1 € 1 € 1 € 1	山林	0. 1719	ヒノキ	51 62				
	の計画に同 権利の			市町村	(乙)	!	!	!	住 所(同上) 富士市县	長 小長井 義正		
	権利を	を設定す	う森林	木の森林所	有者	(甲)			住 所 (同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

				権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
	理 集03	3-30 村	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号 集03	経常		権を設定す	る森林	の森	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
		林月	所有者	(甲)										
	乙が糸	圣営管理	!権の設	と定を受け	する森林	木 (A))	1		経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市大淵	14687	9	ろ93	山林	0. 0555	ヒノキ	61	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定され る場合〉	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と	〈経営管理実施	
2	同上	14688	9	ろ98	山林	0. 0059	ヒノキ	28	同上	同上	1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利	補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。	権が設定される場合> 1.時期 木材生産業務	
3	同上	14689	9	ろ94	山林	0. 0423	ヒノキ	56	同上	同上	用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額	ポイエ 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果	
4	同上	14690	9	ろ93	山林	0. 0181	ヒノキ	61	同上	同上	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回		が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び	
5	同上	14694	9	ろ103	山林	0.0624	ヒノキ	70	同上	同上	以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項	2. 相手万及い 方法 経営管理実施 権者から甲に	
6	同上	14695	9	ろ102	山林	0. 0386	ヒノキ	64	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す	・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事	Dを支払うこととし、支払方法は、甲の	
7	同上	14696	9	ろ97・98	山林	0. 5418	ヒノキ	28 58	同上	同上	るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施	指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな	
8	同上	14697	9	ろ97	山林	0. 1368	ヒノキ	58	同上	同上	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を	権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経	う。 〈経営管理実施	
9	同上	14698	9	ろ97	山林	0.0082	ヒノキ	58	同上	同上	実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。	営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉	権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法	
10	同上	14699	9	ろ98	山林	0. 0274	ヒノキ	28	同上	同上	・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの	1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな	
11	同上	14700	9	ろ98	山林	0. 0228	ヒノキ	28	同上	同上	既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	<i>۷</i> ۱°	

	乙が絹	圣営管理	権の記	史定を受け	ける森村	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14687	9	ろ93	山林	0. 0555	ヒノキ	61				
2	同上	14688	9	ろ98	山林	0. 0059	ヒノキ	28				
3	同上	14689	9	ろ94	山林	0. 0423	ヒノキ	56				
4	同上	14690	9	ろ93	山林	0. 0181	ヒノキ	61				
5	同上	14694	9	ろ103	山林	0.0624	ヒノキ	70				
6	同上	14695	9	ろ102	山林	0. 0386	ヒノキ	64				
7	同上	14696	9	ろ97・98	山林	0. 5418	ヒノキ	28 58				
8	同上	14697	9	ろ97	山林	0. 1368	ヒノキ					
9	同上	14698	9	ろ97	山林	0. 0082	ヒノキ	- 58				
10	同上	14699	9	ろ98	山林	0. 0274	ヒノキ	28				
11	同上	14700	9	ろ98	山林	0. 0228	ヒノキ	28				
T = 0	の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村((乙)				住所(同上)富士市長	小長井 義正		7

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	経分	分/年 田士	ケーコーナ			14-1							
		当日 垤作	権の設定を	:学ける	市町	(名利	下)				(所在地)		
理 #: 00	- 村	(乙)				富士	:市長	小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
	1-32 	计答 理和	をを設定す	こる森材	kの森	(氏名	イマはる	名称)			(住所又は所在地)		
	林戸	ョロユア 所有者	(甲)	2 1/M/1/1	1.07 VV	(>0-)	17(10-)	H 117					
 乙が糸				ける森林	末 (A))			奴骨笞珊挨			てが田に口む	
								双			木材の販売による収入から木材生産等に要する経		
所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	の 始期	(終期) (B)	れる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	期、相手方及び方法	備考
富士市大淵	14577	9	ろ54	山林	0. 0175	ヒノキ	71	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	る場合〉	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と	〈経営管理実施	
同上	14578	9	ろ54	山林	0. 0221	ヒノキ	71	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び	事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法	る場合〉 1.時期 木材生産業務	
司上	14581	9	ろ54	山林	0. 0750	ヒノキ	71	同上	同上	2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の	て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな	
司上	14583	9	ろ61 ろ65	山林	0. 4340	ヒノ キ スギ	58 64	同上	同上	以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。	う。 2.相手方及び 方法 経営管理実施	
司上	14646	9	364	山林	0. 1656	ヒノキスギ	58	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す	・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事	Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の	
司上	14647	9	ろ64	山林	0. 0274	ヒノ キ スギ	58	同上	同上	伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され	できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負	振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。	
司上	14648	9	ろ59-2 ろ66-1	山林	0. 8446	ヒノキスギ	57 58	同上	同上	ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ	担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	〈経営管理実施 権が設定され ない場合〉	
司上	9803	9	ろ112 ろ114	山林	0. 1616	ヒノキ	64 76	同上	同上	様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 せの販売による収さけるのよったよる。	方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支	
同上	9804	9	106-1 ろ107・ 110・111・	山林	1. 2793	ヒノキ	61 62 64 71	同上	同上	の、年1回以上、林垣などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	Mの販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	1,°	
	乙が経 所 在 古十市大淵 1 上 1 L	株式	株所有者 株所有者 大杯所有者 大杯所有者 大杯所有者 大杯所有者 大杯所有者 大杯班 大井市大淵 14577 9 日上 14581 9 日上 14583 9 日上 14646 9 日上 14647 9 日上 14648 日上 14648 9 日上 14648 日上 14648 9 日上 14648 日上 14648	大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子	大麻 大麻 大麻 大麻 大麻 大麻 大麻 大麻	大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	株所有者(甲)	株所有者(甲)	大所有者(甲) 大所有者(甲) 大所有者(甲) 大所有者(甲) 大所有者(甲) 大所有者(甲) 大所有者(甲) 大所 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子	本所 在 地番 林班 準林班 小班 地目 面積 現況 根が の始期 経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	本語 1457	本	本所存名 (中) 大きないない。 大きないないない。 大きないない。 大きないないない。 大きないないないない。 大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

	乙が絹	圣営管理	権の記	史定を受け	ける森村	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14577	9	ろ54	山林	0. 0175	ヒノキ	71				
2	同上	14578	9	ろ54	山林	0. 0221	ヒノキ	71				
3	同上	14581	9	ろ54	山林	0. 0750	ヒノキ	71				
4	同上	14583	9	ろ61 ろ65	山林	0. 4340	ヒキギノ	58 64				
5	同上	14646	9	ろ64	山林	0. 1656	キ スギ	58				
6	同上	14647	9	ろ64	山林	0. 0274	スギ	58				
7	同上	14648	9	ろ59-2 ろ66-1	山林	0. 8446	ヒノ キ スギ	57 58				
8	同上	9803	9	ろ112 ろ114	山林	0. 1616	ヒノキ	64 76				
9	同上	9804	9	い105・106-1 ろ107・110・ 111・112	山林	1. 2793	ヒノキ	61, 62, 64, 71				
	<u> </u>				<u> </u>							
	の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村((乙)				住所(同上) 富士市長	· 小長井 義正		$\rceil \mid$

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が 変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	IE-1/3 1 -	事項	-					T							
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
	理	集03-	-34	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	***************************************	経営		権を設定す	-る森林	∤の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
	Z	乙が経	営管理	権の認	设定を受け	ける森村	木 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1	富士市	5大淵	10203	9	8 · 10 · 11	山林	0. 1573	ヒノキ	59	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手教料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉	
2	同上		10211	9	6 / ا	山林	0. 3325	ヒノキ	64	同上	同上	権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。	1.時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速	
3	同上		10212	9	V12 V13	山林	0. 2409	ヒノキ	49 59	同上	同上	災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。	3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。	やかにおこな う。 2.相手方及び 方法 経営管理実施	
4	同上		10213	9	V11	山林	0. 2102	ヒノキ	59	同上	同上	3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。	権力と対して をとはなる をとはなる をとはなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をしてもなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる を	
5	同上		10214	9	V11	山林	0. 0168	ヒノキ	59	同上	同上	性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。	現金手渡しに 現金手渡しに よりおこな う。 〈経営管理実施	
6	同上		14742	9	V\76	山林	0. 1044	ヒノキ	64	同上	同上	・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対	
7	同上		14743	9	い76	山林	0. 0383	ヒノキ	64	同上	同上	象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。		して金銭の支 払いは行わな い。	

	乙が糸	圣営管理	権の記	没定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	10203	9	8 · 10 · 11	山林	0. 1573	ヒノキ	- 59				
2	同上	10211	9	V v9	山林	0. 3325	ヒノキ	- 64				
3	同上	10212	9	V12 V13	山林	0. 2409	ヒノキ	49 59				
4	同上	10213	9	V11	山林	0. 2102	ヒノキ	- 59				
5	同上	10214	9	V11	山林	0. 0168	ヒノキ	- 59				
6	同上	14742	9	い76	山林	0. 1044	ヒノキ	64				
7	同上	14743	9	い76	山林	0. 0383	ヒノキ	- 64				
T 20	の計画に同				✓ → \				A	- 小目井 美元		

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	理号	集03-	-37 村 経済	(乙)	権の設定を 権を設定す (甲)			(名称) 富士市 (氏名)	 持長	小長井 義正 称)	-		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)		
		乙が			<u>` ' '</u> 設定を受	ける森	林(A)			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市	大淵	9145	9	3 78	山林	0. 4889	ヒノキスギ	74	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務・を実施する。 2.森林管理・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、等し、等は、病害虫及び、等日間以上、林道などの既設直を開し、外の目視による森林巡回を追する。。 3.森林施業・乙が選定した経営管理実施	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	〈経営設定 果恵れ 〈経営設合〉 1.材で務、確か。 1.材で表、確かの。 1.材で表、確かの。 2.根では を でいさい。 2.根でである。 2.根でである。 2.根でである。 2.根でである。 2.根でである。 2.根でである。 2.根でである。 2.根でである。 2.根でのでのである。 2.根でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	
2	同上		9153	9	ろ78-1	山林	0. 1186	ヒノキ	12	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、渓町林に生物多様性にを 、渓町など生物になる 、経営管理実施権が設定され ない場合) ・乙はなる。存続期間中に間伐を 実施する。ななど生物多 ・乙はなるでは、渓畔林にものではたる。 が投採配慮する。 ・ではたる。 ・では、火災、病害・虫及びため、 ・では、火災、病害・虫及びため、 ・では、火災、病害・虫及びため、 ・では、火災、病害・水災を が、なが、 、なが、 、なが、 、なが、 、なが、 、なが、 、なが、 、な	ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	と方指版現よう。 と法定込至お と法定込至お をとがい時及かてい。 とおにのわ を経れない時がいら全銭行 を変し、大 を経がい時度のかでい。 を変し、大 で で で で の と は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	

	乙が	経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	.)		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	9145	9	<i>3</i> 78	山林	0. 4889	ヒノキスギ	74				
2	同上	9153	9	378-1	山林	0. 1186	ヒノキ	12				
\[\tag{\tau}	】 の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村 ((乙)			ļ	住所(同上)富士市長	長 小長井 義正		
	権利を	と設定す	る森林	トの森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を() 書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 2 回上		- 17	即別爭坦													
(住所又は所在地)	整	Ð	#	村	営管理 (乙)	権の設定を	受ける	市町			小長井 義	正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
April	番	5	集03	経			る森林	の森								
報告			→ 286				1. y * -	LL / A	`							
#			~ \(\frac{1}{2}\) > f	全宮 官 t	生権の記	段疋を安り	ナる森/ I	M (A) I	1	fort N/ fefe wer 1 fe		to When I have the North Act	木材の販売による収入から木材生産等に要する経		
2 回上 14834 9 573 山林 0.645 ヒノキ 54 54 54 54 54 54 54 5	番号	클	所 在	地番	林班		地目					(終期)		費を控除してなお収益がある場合において甲に支	期、相手方及	備考
2 同上 4464-2 9 545 万46 万73 1 日上 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	full:	至 士市大淵	14834	9	<i>5</i> 73	山林	0. 0677	ヒノキ	54	2022. 1. 14		る場合〉 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利間間伐等の木材生産業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実実施権者が森事生のを受受い、実に、の目視による森林巡回を対し、等回以上、を確認ななが、の目視による森林巡回を関い、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない	1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	権場時間 (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の)	
	2	Ī	11上	4464-2	9	ろ46	山林	0. 6145	ヒノキ	54	同上	同上	基づいて、森林施業を実施するとともに、、深本体施業を実施するとともに、、深いなど生物多様性に記念する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する	方指表では、 大法定込金り。 を確ない時及から金はでいるとは、 を経がい時及がら金はでいるとは、 を経がい時及がら金はでいるとはでいるとはできた。 を経がい時及がら金はでいるとはでいる。 を経がいますが、 を経がいますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 をはないますが、 とはないまが、 とないまが、 とないないまが、 とないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	

	乙が	経営管理	里権の記	没定を受け	する森	林(A)		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14834	9	<i>5</i> 73	山林	0. 0677	ヒノキ	54				
2	同上	4464-2	9	ろ45 ろ46 ろ73	山林	0. 6145	ヒノキ	34 54 59				
	】 の計画に同 権利の			市町村((乙)				住 所(同上) 富士市县	長 小長井 義正		
	権利を	と設定す	る森材	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	個別事.	R .												
				権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
	理焦	03-41 村	(乙)						小長井 義	を 正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	経		権を設定す	る森林	*の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
		林	所有者	(甲)										
	乙力	経営管理	4権の影	と定を受け	ける森林	末 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所 右	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	・ では、	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市大	# 9797	9	ろ109	山林	0. 1656	ヒノキ	65	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	《経営管理実施権が設定される場合》 1.森林経営・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。2.森林管理・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	〈経常では、 〈経がよう を を を を を を を を を を を を を	
2	同上	9808	9	ろ115	山林	0. 0978	ヒノキ	66	同上	同上	状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。3.森林施業・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、、浜畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが	う2. 大経権 大型 大経権 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	
3	同上	9809	9	S115	山林	0. 2750	ヒノキ	66	同上	同上	ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	〈経営管理実施 権が設定合〉 ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は	

	乙が絹	経営管理	星権の記	と定を受け	ける森木	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	9797	9	ろ109	山林	0. 1656	ヒノキ	65				
2	同上	9808	9	ろ115	山林	0. 0978	ヒノキ	66				
2	同上	9809	9	ろ115	山林	0. 2750	ヒノキ	66				
	D計画に同 権利の			市町村((乙)	I	l		住 所(同上) 富士市長	長 小長井 義正	1	
	権利を	を設定す	る森林	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	個別事	H . K	-										(
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
	理组	集03-	44	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	* 00	経営		権を設定す	る森林	*の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	斤有者	(甲)										
	乙	が経	営管理	権の設	定を受け	する森林	木 (A))	1		経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市力	大淵 9	9830-3	9	116 איז	山林	0. 0371	ヒノキ	72	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	《経営管理実施権が設定される場合》 1.森林経営・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。2.森林管理・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法	〈経常では、 〈経がようと をはました。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	
2	同上	9	9830-5	9	116 איז	山林	0. 2190	ヒノキ	72	同上	同上	状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され	・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負	う。 ・相 ・相 ・管 ・相 ・管 ・をと ・と ・をと ・をと ・で ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の	
2	同上	9	9830-6	9	ליו 115 118	山林	0. 3264	ヒノキ	69 74	同上	同上	ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	《経営管理実施 権が場別、 ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は	

	乙が	経営管理	権の記	段定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	9830-3	9	V1116	山林	0. 0371	ヒノキ	72				
2	同上	9830-5	9	V116	山林	0. 2190	ヒノキ	72				
2	同上	9830-6	9	い115 い118	山林	0. 3264	ヒノキ	69 74				
	n 計 (正) > 5	コキナフ	<u> </u>			1	<u> </u>			1	<u>l</u>	-
	の計画に「 権利の			市町村((乙)				住 所(同上) 富士市長	- 小長井 - 義正		
	権利	を設定す	る森林	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

		川事項													
					権の設定を	受ける	市町	(名移	尔)				(所在地)		
整	理	身	村	(乙)				富士	上市長	小長井 義	証		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	-55 経	営管理権	権を設定す	つる森材	か森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
				听有者											
		乙が経	圣営管理	権の影	定を受け	ける森林	末 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士	市大淵	9136	9	<i>5</i> 74	山林	0. 3014	ヒノキ	57	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期	
2	同上	<u>:</u>	9137	9	374	山林	0. 1900	ヒノキ	57	同上	同上	用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法	木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな	
3	同上	<u>:</u>	9138-1	9	ろ56-1	山林	0. 1843	ヒノキ	62	同上	同上	状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示	う。 2. 相手方及び 方法 営営か理 理実 を を と し と と と と と と と と と と と と と と と と	
4	同上	<u>:</u>	9142	9	ろ81	山林	0. 1639	ヒノキ	58	同上	同上	基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施	方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな	
5	同上	:	9143	9	ろ79	山林	0. 1573	ヒノキ	61	同上	同上	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉	う。 〈経営管理実施 権が設定され ない場合〉 ・時期、相手 方及び方法	
6	同上	:	9144	9	ろ80	山林	0. 1123	ヒノキ	59	同上	同上	・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。		乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	

	乙が絹	圣営管理	権の影	と定を受け	ける森林	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	9136	9	ろ74	山林	0. 3014	ヒノキ	57				
3	同上	9137	9	ろ74	山林	0. 1900	ヒノキ	57				
3	同上	9138-1	9	ろ56-1	山林	0. 1843	ヒノキ	62				
4	同上	9142	9	ろ81	山林	0. 1639	ヒノキ	58				
5	同上	9143	9	ろ79	山林	0. 1573	ヒノキ	61				
6	同上	9144	9	ろ80	山林	0. 1123	ヒノキ	59				
					<u> </u>	<u> </u>						<u> </u>
	の計画に同 権利の			市町村((乙)				住所(同上)富士市長	- 小長井 義正		

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

		リ事項													
					権の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理	集	村	(乙)				富士	市長	小長井 義	証		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	57 経済	営管理権	権を設定す	-る森林	め森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
				听有者											
		乙が経	E営管理	権の影	定を受け	ける森村	末 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1	富士	市大淵	14840	9	36	山林	0. 0760	ヒノキ	54	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利	< 経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期	
2	同上		14841-1	9	36	山林	0. 1059	ヒノキ	54	同上	同上	用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の	2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな	
3	同上		14845	9	36	山林	0.0082	ヒノキ	54	同上	同上	状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に	・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。	う。 2. 相手方及び 方法 営門 方法 管か 選用 を を D と と し と と し と と し と と と と と と と と り と り	
4	同上		14852	9	ろ11-1	山林	0. 1603	ヒノキ	66	同上	同上	基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施	方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな	
5	同上		14856	9	ろ11-1	山林	0. 0066	ヒノキ	66	同上	同上	《経営管理実施権が設定されない場合》 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉	う。 <経営管理実施 権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法	
6	同上		9117-2	9	36	山林	0. 0130	ヒノキ	54	同上	同上	・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	

	乙が絹	圣営管理	権の影	足定を受け	する森村	林 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14840	9	ろ6	山林	0. 0760	ヒノキ	54				
3	同上	14841-1	9	ろ6	山林	0. 1059	ヒノキ	54				
3	同上	14845	9	ろ6	山林	0.0082	ヒノキ	54				
4	同上	14852	9	ろ11-1	山林	0. 1603	ヒノキ	66				
5	同上	14856	9	ろ11-1	山林	0. 0066	ヒノキ	66				
6	同上	9117-2	9	36	山林	0. 013	ヒノキ	54				
						<u> </u>	<u> </u>					
	の計画に同 権利 <i>0</i>			市町村((乙)				住 所(同上) 富士市長	· 小長井 義正		
	権利を	と設定す	る森林	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

1	ΠĒ	国別事項													
			経	営管理	権の設定を	受ける	市町	(名移	庆)				(所在地)		
整	珥	E #:00	村	(乙)				富士	市長	小長井 義	毫正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	集03	8-64 経	党管理	権を設定す	つる森材	め森	(氏名	4又は	名称)			(住所又は所在地)		
				所有者		Φ /p/())									
		乙が糸	圣営管理	里権の記	段定を受け	ける森林	末 (A))			経営管理権		ナサの旺幸)ァトフ加まなとナサル立体)ヶ田ネフ奴	乙が甲にDを	
番号	. ;	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富	3 士市大淵	4409	9	321	山林	0. 1196	ヒノキ	64	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、株道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	〈経常数は (経常数は を を を を を を を を を を を を を	
2	同	ī.Ł	4410	9	3 21	山林	0. 1067	ヒノキ	64	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林雌業を実施す るとともに、渓畔など生物多 性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され ない場合〉 ・乙は、冷なお、渓畔林におりる ではする。なお、渓畔林におりる ではなる。なお、渓畔林におりる では控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害・虫及びる 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害確認するが まり、大災、病を確認するが、 まり、大災、病をでいるの 、大災、大の状況を が、ない、大災、大の 、ない、大災、大の 、ない。 、ない。 、ない。 、など生物多 、では、大災、大ので 、ない。 、ない。 、ない。 、ない。 、たっては、大り、 、たっては、大り、 、たっては、大り、 、たっては、大り、 、たっては、 、たっては、 、たっては、 、たっては、 、たっと、 、たっては、 、たっと、 、たった。 、た。 、た。 、た。 、た。 、た。 、た。 、た。 、た。 、た。 、	できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	と方指振現よう く権な時がでいた。 と方指振現よう く権がい時及がでいた。 経営場別がり金銭行をはず又手お 管設場別がり金銭行をはがい時度がでいた。 く権ない時度がある。 とが、	

	乙が絹	圣営管理	権の認	と 定を受け	ける森木	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	4409	9	3 21	山林	0. 1196	ヒノキ	64				
2	同上	4410	9	ろ21	山林	0. 1067	ヒノキ	64				
)設定を	受ける	市町村((甲)			住 所(同上) 富士市長住 所(同上)	· 小長井 義正		

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	個別:	尹 '尽	- I.					(. \				/ 1 . Id)		
					権の設定を	受ける	市町	(名利		. =			(所在地)		
	理	集03	-72	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	7/00	経常		権を設定す	つる森林	水の森	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
			杯月	听有者	(甲)										
	ζ	乙が経	E営管理	権の影	足定を受け	ける森林	木 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市	7大淵	14498	9	V\31	山林	0. 2773	ヒノキ	59	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期 木材生産業務 及び木材販売 業務がが完了	
2	同上		14499	9	\\31 \\\32	山林	0. 0697	ヒノキ	59	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目記による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	しがやう。 収支結果 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
3	同上		14500	9	い32	山林	0. 0723	ヒノキ	59	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施	ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に	とおける と	
4	同上		9747	9	V\32	山林	0. 0076	ヒノキ	59	同上	同上	にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	ない場合〉 ・時期、相手 方及び方法 乙から全銭 して金銭 といは行わない。	

	乙が絹	圣営管理	権の影	定を受け	ける森村	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14498	9	V\31	山林	0. 2773	ヒノキ	59				
2	同上	14499	9	V\31 V\32	山林	0. 0697	ヒノキ	59				
1	同上	14500	9	V\32	山林	0. 0723	ヒノキ	59				
2	同上	9747	9	V\32	山林	0. 0076	ヒノキ	59				
	】 の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村	(乙)		<u> </u>	<u> </u>	住 所(同上) 富士市長	· 小長井 義正	<u>I</u>	

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

住

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

1	個.	別事項													
			経常	営管理権	権の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理	## o o	70 村	(乙)				富士	:市長	小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
整番	号	集03	- 73 経力	並管理 権	雀を設定す	ころ森材	大の森	(氏々	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
				7 6 (<u>7</u>) 听有者		2) ///K-L-1	1.42 ///	(, ,	1,7 (10)	H 137			(bad/)/1/ (10-1/)/ (same al)		
		乙が経	E営管理	権の影	足定を受け	ける森林	木 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	戸	斤 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富二	上市大淵	14563	9	ろ36	山林	0. 0442	ヒノキ	60	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金	〈経営管理実施 権が設定され	
2	同_	E	14564	9	ろ36	山林	0. 1923	ヒノキ	60	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。	事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。	る場合〉 1.時期 木材生産業務 及び木材販売	
3	同_	E	14565	9	ろ36	山林	0. 0010	ヒノキ	60	同上	同上	2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の	て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな	
4	同_	Ŀ.	14566	9	ろ36	山林	0. 0892	ヒノキ	60	同上	同上	状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業	・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項	う。 2.相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に	
5	同_	Ŀ	14567	9	ろ37	山林	0. 2254	ヒノキ	57	同上	同上		・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが	権有がら中に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座	
6	同_	Ł	14568	9	ろ60	山林	0. 0945	ヒノキ	64	同上	同上	伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され		振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。	
7	同_	Ł	14569	9	ろ37	山林	0. 0479	ヒノキ	57	同上	同上	ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ	担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	〈経営管理実施 権が設定され ない場合〉	
8	同_	Ŀ	14570	9	3 37	山林	0. 0003	ヒノキ	57	同上	同上	る伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。	・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな	
9	同_	Ŀ	14571	9	<i>3</i> 37	山林	0. 1051	ヒノキ	57	同上	同上	の、年1回以上、林垣などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。		かい。	

	乙が絹	圣営管理	権の影	と定を受け	ける森村	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14563	9	ろ36	山林	0.0442	ヒノキ	60				
2	同上	14564	9	ろ36	山林	0. 1923	ヒノキ	60				
3	同上	14565	9	ろ36	山林	0.0010	ヒノキ	60				
4	同上	14566	9	ろ36	山林	0. 0892	ヒノキ	60				
5	同上	14567	9	ろ37	山林	0. 2254	ヒノキ	57				
6	同上	14568	9	ろ60	山林	0. 0945	ヒノキ	64				
7	同上	14569	9	ろ37	山林	0. 0479	ヒノキ	57				
8	同上	14570	9	ろ37	山林	0. 0003	ヒノキ	57				
9	同上	14571	9	ろ37	山林	0. 1051	ヒノキ	57				
T = 0	の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村((乙)				住 所(同上) 富士市長	小長井 義正		

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	1回別	尹识													
			経常	営管理権	権の設定を	受ける	市町	(名利	尓)				(所在地)		
整	理	集	村	(乙)				富士	上市長	小長井 義	証		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	77 経	営管理	雀を設定す	つる森材	トの森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
						٠,١,١٠١١	, , ,,,,,								
	-	 乙が紹		権の影	足定を受け	ける森林	末 (A))			Arra XV feferant I fee			- WHY - 2	
					., ,		1		I	(c) 224 (c) + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
			lub est	l. l. retre	準林班		面積	現況	現況	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支	支払うべき時 期、相手方及	備考
番号	所	仕	地番	林班	小班	地目	ha	樹種	林齢	42 VII VVI	(B)	WOOMED BY STOP 134 (C)	払われるべき金銭(D)の額の算定方法	び方法	
											(2)			0 /3 12	
													〈経営管理実施権が設定される場合〉		
	⇔ 1 →	⊢ L.SHII	1.4610	0	1.00	.1.++		1	C 4	0000 1 14	6年	〈経営管理実施権が設定され	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法	/ (vz)	
1	品士巾	f大淵	14618	9	い68	ШМ	0. 0938	ヒノキ	64	2022. 1. 14	(2028. 3. 31)	る場合〉 1.森林経営	・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金	<経営管理実施 権が設定され	
												・乙が選定した経営管理実施	事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益	る場合〉	
												権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び		1.時期 木材生産業務	
												木材販売業務を実施する。	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し	及び木材販売	
2	同上		14619	9	V 168	山林	0.0314	ヒノキ	64	同上	同上	2. 森林管理	て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示	業務が完了	
												・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火		し、収支結果 が確定後、速	
												災、病害虫及び気象災害等の	3. 木材生産業務費の算定方法	やかにおこな	
												状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から		う。 2. 相手方及び	
												の目視による森林巡回を実施		2. 相手が及い 方法	
3	同上		14624	9	い65	山林	0.0062	ヒノキ	67	同上	同上	する。	により算定する。	経営管理実施	
												3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	権者から甲に Dを支払うこ	
												権者が提示した企画提案書に	ために補助金を適用することができる。	ととし、支払	
												基づいて、森林施業を実施す るとともに、渓畔林における		方法は、甲の 指定する口座	
4	同上		14634	9	V 165	山林	0 0089	ヒノキ	67	同上	同上			振込又は甲に	
1	1-41		11001	J	V 00	рд/үү.	0.0003	C / (0.	177	14,12	性に配慮する。	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補	現金手渡しに	
												〈経営管理実施権が設定され	助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負	よりおこな う。	
												ない場合>	担を求めないこと。		
												・乙は、存続期間中に間伐を		〈経営管理実施	
5	同上		14735	9	い71	山林	0. 1745	ヒノキ	67	同上	同上	実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ		権が設定され ない場合>	
												る伐採等は控えるなど生物多		・時期、相手	
												様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	方及び方法 乙から甲に対	
												象災害等の状況を確認するた	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木	して金銭の支	
			4417		V \67	.1.44	0.0040	2	37	□ 1	 □	め、年1回以上、林道などの		払いは行わな	
6	同上		4417-1	9	↓\69 ↓\70	四杯	0. 3943	ヒノキ	51 64	同上	同上	既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する	<i>د</i> ۰ °	
					V 10				04				ものとする。		
											1				
					l							I .	l l		

	乙が絹	圣営管理	権の認	段定を受け	ける森村	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14618	9	V 168	山林	0. 0938	ヒノキ	64				
3	同上	14619	9	V 168	山林	0. 0314	ヒノキ	64				
3	同上	14624	9	V 165	山林	0. 0062	ヒノキ	67				
4	同上	14634	9	V 165	山林	0. 0089	ヒノキ	67				
5	同上	14735	9	レ \71	山林	0. 1745	ヒノキ	67				
6	同上	4417-1	9	い67 い69 い70	山林	0. 3943	ヒノキ	37 51 64				
	の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村	(乙)				住 所(同上) 富士市長	· 小長井 義正		7

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○目まで」と記載すること。

整番	理号	集03	8-80 村	(乙)	を 記点し				市長	小長井 義	証		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
甘	ク			宮管埋植 所有者	権を設定す (甲)	る森林	の森	(氏名	名又は	る <i>外)</i>			(住所又は所在地)		
		乙が糸	¥営管理	権の影	没定を受け	トる森林	木 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士	市大淵	14579	9	ろ58	山林	0. 0757	ヒノキ	51	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	《経営管理実施権が設定される場合》 1.森林経営・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。2.森林管理・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	《経済では、 (経)を (経)を ((と)を ((c) ((c) ((c) ((c) ((c) ((c) ((c) ((c)	
2	同上		14580	9	ろ58・59	山林	0. 1566	ヒノキスギ	51 58	同上	同上	状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが	う2. 大経権 Dと方指版・ を 上述 であると 法定込金り 実甲の 支甲 ロ甲 しな 大経権 Dと 方指版・ での を にこれの座にに ない での を にこれの座にに ない での を にこれの座にに ない でいる にに ない でいる に の でいる でいる に の でいる でいる に の でいる	
3	同上		4415	9	ろ59	山林	0. 1487	ヒノキスギ	58	同上	同上	ない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	、 《経営管理実施 権が設定され ない場別、相手 方及びら発見 こしていい。 ないは行わない。	

	乙が紅	経営管理	惺権の記	段定を受け	ける森村	末 (A))					
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14579	9	ろ58	山林	0. 0757	ヒノキ	- 51				
2	同上	14580	9	ろ58・59	山林	0. 1566	ヒノキスギ	51 58				
3	同上	4415	9	ろ59	山林	0. 1487	ヒノキスギ	58				
		り設定を	受ける	市町村(I		住 所(同上) 富士市長	· 小長井 義正		

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

1	100万	川事項											L (t)		
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
整	理	集03	-82	(乙)				-		小長井 義	[正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号)K00	経常		権を設定す	-る森林	い森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)						_				
	1	乙が経	E営管理	権の認	段定を受け	ける森村	木 (A))			経営管理権		 木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士	市大淵	9151	10	V\13	山林	0. 2932	ヒノキ	56	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営・・乙が森神経営・・乙が森神経営・・乙が森神経営・・乙が森神で変更を発生を変変を変更した。 第一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収予理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的なりこと。 ・甲及びこは、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	く権る1、本及業しがやう2方経権Dと方指振現よう く権な・方乙し払い。 経が場時材び務、確か。相法営者をと法定込金り。 経がい時及かてい。 経が場所を対して、手 理ら払し、すび渡こ 理さ 業販了結、こ 方 実甲う支甲口甲しな 理さ〉相法にのわ 実は、	

	乙九	ぶ経さ	営管理	権の影	定を受け	ける森林	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 右	Ē J	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大	開	9151	10	V\13	山林	0. 2932	ヒノキ	56				
	の計画に 権利				市町村	(乙)	•	•	-	住 所(同上) 富士市县	· 小長井 義正		1
	権禾	りを割	没定す	る森林	の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

整理番号	.	経済	34 65 TH 4									I down to a second		
整理番号				権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
畨 号		-84	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
	7	経常		権を設定す	-る森林	め森	(氏名	4又は4	名称)			(住所又は所在地)		
		林月	所有者	(甲)										
	乙が経	E営管理	権の設	定を受け	ける森村	木 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1 富	3 士市大淵	14851	9	ろ11	山林	0. 1418	ヒノキ	66	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定され る場合〉	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と	〈経営管理実施	
2 同	1上	14857	9	ろ11	山林	0. 0208	ヒノキ	66	同上	同上	1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利	補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。	権が設定される場合> 1.時期 木材生産業務	
3 同	1L	14901	10	V\1	山林	0. 2585	ヒノキ	58	同上	同上	用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額	本材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果	
4 同	1.L	14904	10	V\1	山林	0. 0641	ヒノキ	58	同上	同上	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から	により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示	が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び	
5 同	1.E	14942	11	V 20	山林	0. 0280	ヒノキ	65	同上	同上	以上、	に安した経質又は、経営官理夫施権有が企画定条書に小した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項	2. 相手万及い 方法 経営管理実施 権者から甲に	
6 同	1.L	14943	11	V 20	山林	0. 0489	ヒノキ	65	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す	・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事	Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座	
7 同	1L	14944	11	V20	山林	0. 0872	ヒノキ	65	同上	同上	るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施	指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな	
8 同	1上	14945	11	V20	山林	0. 0122	ヒノキ	65	同上	同上	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を	権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経	う。 〈経営管理実施	
9 同	1上	15043	10	い66-1	山林	0. 1504	ヒノキ	61	同上	同上	実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。	営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉	権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法	
10 同	1上	15044	10	₹\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	山林	0. 2694	ヒノキ スギ	61 68	同上	同上	・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな	
11 同	1L	9206	10	V 166-1	山林	0. 0181	ヒノキ	61	同上	同上	既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	۷١°	

	乙が絹	圣営管理	権の影	定を受け	ける森林	木 (A))		経営管理権を設定で	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14851	9	ろ11	山林	0. 1418	ヒノキ	66				
2	同上	14857	9	ろ11	山林	0. 0208	ヒノキ	66				
3	同上	14901	10	V 1	山林	0. 2585	ヒノキ	58				
4	同上	14904	10	V\1	山林	0. 0641	ヒノキ	58				
5	同上	14942	11	V 20	山林	0. 0280	ヒノキ	65				
6	同上	14943	11	い20	山林	0. 0489	ヒノキ	65				
7	同上	14944	11	V 20	山林	0. 0872	ヒノキ	65				
8	同上	14945	11	V 20	山林	0. 0122	ヒノキ	65				
9	同上	15043	10	V 166-1	山林	0. 1504	ヒノキ	61				
10	同上	15044	10	レ \39 レ \66-1	山林	0. 2694	ヒノキ スギ	61 68				
11	同上	9206	10	い66-1	山林	0. 0181	ヒノキ					
_												_
20	り計画に同	引意する。	>									

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	1回万	リ事項											Leatin		
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
整	理	集03	-86	(乙)				-		小長井 義	を 正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	*****	経常		権を設定す	る森林	め森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
		乙が経	E営管理	権の影	足定を受け	る森村	木 (A))	ı		経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士	市大淵	9197	10	V18-2	山林	0. 1771	ヒノキ	69	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営・・乙が森神経営・・乙が森神経営・・乙が森神経営・・乙が森神で関連、後受産業する場合と経営を選挙すると、大学型に経済を変更をできたののでは、第1年の大学型に関する。 実、等10分のでは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年のは、第1年	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲足び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	く権る1、本及業しがやう2方経権Dと方指振現よう く権な・方乙し払い。 経が場時材び務、確か。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

		乙が約	圣営管理	権の記	设定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	戸	近 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富-	士市大淵	9197	10	₹\18-2	山林	0. 1771	ヒノキ	69				
	の計	十画に同 権利の	l意する)設定を	。 受ける	市町村	(乙)				住 所(同上) 富士市县	長 小長井 義正	 	
		権利を	:設定す	る森林	木の森林所	有者	(甲)			住 所 (同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	個別事項													
				権の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理 集03	村	(乙)				富士	上市長	小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号 年03	経済	営管理権	権を設定す	る森材	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
		林月	所有者	(甲)										
	乙が糸	E営管理	権の設	は定を受け	する森林	木 (A))			経営管理権		ナサの形式に トス lp 3 かと ナサル 本焼 lc 亜 小ス 奴	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市大渕	14517	9	V >33	山林	0. 1246	ヒノキ	57	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定され	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法		
2	同上	14596	9	V \45	山林	0. 1391	ヒノキ	69	同上	同上	へ程置管理美胞権が設定される場合> 1.森林経営	・甲に支払われるべき選元額の昇足力伝 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金	〈経営管理実施 権が設定され	
3	同上	14629	9	V \45	山林	0. 0505	ヒノキ	69	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利	事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。	る場合〉 1.時期	
4	同上	14631	9	V \58	山林	0. 0479	ヒノキ	59	同上	同上	用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2.森林管理	2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示	木材生産業務 及び木材販売 業務が完了	
5	同上	14637	9	い58	山林	0.0069	ヒノキ	59	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火	した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。	し、収支結果が確定後、速	
6	同上	14705	9	ろ104-5	山林	0. 0390	スギ	77	同上	同上	災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回	3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの	やかにおこな う。	
7	同上	14706	9	ろ105	山林	0.0188	ヒノキ	66	同上	同上	以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施		2. 相手方及び方法	
8	同上	14716	9	V 163	山林	0. 1024	ヒノキ	61	同上	同上	する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ	
9	同上	14808	9	ろ32	山林	0.0403	ヒノキ	59	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す	ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事	ととし、支払方法は、甲の	
10	同上	14994	10	V\27	山林	0.0651	ヒノキ	76	同上	同上	るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様	務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。	指定する口座 振込又は甲に	
11	同上	14995	10	V \27	山林	0. 1028	ヒノキ	76	同上	同上	性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負	現金手渡しに よりおこな	
12	同上	14996	10	V \29	山林	0. 1289	ヒノキ	57	同上	同上	へ経営官理美施権が設定され ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を	権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経	う。 〈経営管理実施	
13	同上	14997	10	V \47	山林	0. 2178	ヒノキ		同上	同上	実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ	営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	権が設定され ない場合>	
14	同上	15005	10	い48, 49, 54	山林	0. 2892	ヒノキ	58 61 74	同上	同上	る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉	・時期、相手 方及び方法	
15	同上	9794	9	V 198	山林	0. 0565	ヒノキ	61	同上	同上	・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。	乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな	
16	同上	9795	9	ろ108	山林	0. 0287	ヒノキ	67	同上	同上	の、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 - 巡回を実施する。		払いは行わな い。	
17	同上	9798	9	ろ108	山林	0. 1180	ヒノキ	67	同上	同上	~프[디 C 7	ものとする。		
<u> </u>														<u> </u>

	乙カ	経営管理	里権の記	没定を受け	ける森木	妹 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備る
1	富士市大流	14517	9	V >33	山林	0. 1246	ヒノキ	57				
2	同上	14596	9	い45	山林	0. 1391	ヒノキ	69				
3	同上	14629	9	V \45		0.0505						
	同上	14631	9	V \58	山林		ヒノキ	-				
	同上	14637	9	V \58	山林		ヒノキ					
	同上	14705		3104-5			スギ					
	同上	14706		ろ105	山林	1	ヒノキ					
	同上	14716	9	V \63		0. 1024						
	同上 同上	14808 14994	9	ろ32 い27	山林	0.0403	ヒノキ					
	同上	14994		V ·27								
12	同上	14996		V 21	山林		ヒノキ	-				
13	同上	14997	10	V \47	山林	1	ヒノキ					
	同上	15005	10	V 48, 49, 54				58 61 74				
15	同上	9794	9	V 198	山林	1	ヒノキ					
16	同上	9795	9	ろ108	山林		ヒノキ	67				
17	同上	9798	9	ろ108	山林	0. 1180	ヒノキ	67				
			ļ					L]
┌ ∽ (の針画に	同意する										\neg

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	凹刀口	争坦													
					権の設定を	受ける	市町	(名利	尓)				(所在地)		
整	理	集03	、。 村	(Z)				富士	上市長	小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	果0.5	5-95 経算	営管理	雀を設定す	る森林	め森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月		(甲)	Φ ///· / /									
		フ ぶり	y 产红m	14年のヨ	足定を受け	トフ 木 ナ	+ (^ `)							
		ムルを	E 呂 目 垤	作用リノロ	足と文リ		外(A .	,	1		経営管理権		 木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
					Notes I I malma							経営管理権に基づいて行わ	費を控除してなお収益がある場合において甲に支	支払うべき時	備考
番号	所	在	地番	林班	準林班	地目	面積	現況	現況	の始期	(終期)	れる経営管理の内容(C)	払われるべき金銭(D)の額の算定方法	期、相手方及	VHI ~ J
	,				小班		ha	樹種	外断		(B)		1242 40 0 C 12 24 (D) 12 18(12 34) E/3 12	び方法	
													〈経営管理実施権が設定される場合〉		
												〈経営管理実施権が設定され る場合〉	1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と	〈経営管理実施	
									=0		6年	1.森林経営	補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金	権が設定され	
1	富士市		14791	9	ろ13	山林	0. 0796	ヒノキ	59	2022. 1. 14	(2028. 3. 31)	・乙が選定した経営管理実施	事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益	る場合〉	
												権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び		1. 時期 木材生産業務	
												木材販売業務を実施する。	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し	不材生産素務 及び木材販売	
												2. 森林管理	て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示	業務が完了	
												・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火		し、収支結果 が確定後、速	
												災、病害虫及び気象災害等の		か確定後、速やかにおこな	
												状況を確認するため、年1回	・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの	う。	
2	同上		14792 - 1	9	ろ13	山林	0.4188	ヒノキ	59	同上	同上	以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施		2. 相手方及び 方法	
												の自悦による森林巡回を美施 する。	により算定する。	万伝 経営管理実施	
												3. 森林施業	4. 留意事項	権者から甲に	
												・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に	・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。	Dを支払うこ ととし、支払	
												権有が使かした近回従系書に 基づいて、森林施業を実施す		方法は、甲の	
												るとともに、渓畔林における	務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが	指定する口座	
												伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。	できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補	振込又は甲に 現金手渡しに	
3	同上		14793	9	ろ14	山林	0. 1659	ヒノキ	61	同上	同上	1生に配慮りる。	・不材生産寺に安りる経貨が不材の販売による収入と相り助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施し	現金手優しに よりおこな	
												〈経営管理実施権が設定され	権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負	5.	
												ない場合〉	担を求めないこと。	/ 47 24 kk rm cb+k	
												・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施		<経営管理実施 権が設定され	
												にあたっては、渓畔林におけ	協力すること。	ない場合〉	
												る伐採等は控えるなど生物多		時期、相手	
												様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法	方及び方法 乙から甲に対	
4	同上		14809-1	9	ろ122	山林	0 3355	ヒノキ	57	同上	同上	象災害等の状況を確認するた	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木	して金銭の支	
-1	1447		14009-1	J	7)144	шт	v. 5555	レノイ	01	IH1 T	1417	め、年1回以上、林道などの		払いは行わな	
												既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する	٧١°	
												一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ものとする。		
<u> </u>				l				1							

	乙が絹	圣営管理	!権の影	と定を受け	ける森村	林 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14791	9	ろ13	山林	0. 0796	ヒノキ	59				
2	同上	14792-1	9	ろ13	山林	0. 4188	ヒノキ	59				
3	同上	14793	9	314	山林	0. 1659	ヒノキ	61				
4	同上	14809-1	9	ろ122	山林	0. 3355	ヒノキ	57				
	】 の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村((乙)	1	<u> </u>	<u> </u>	住 所(同上) 富士市县	· 小長井 義正	1	

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

住

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

1	他	別事項													
					権の設定を	受ける	方市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理	集03	村	(乙)				富∃	上市長	小長井 義	を正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	뭉	果03	F96 経済	営管理	権を設定す	つる森材	木の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が糸	E営管理	権の認	没定を受け	ける森材	妹 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	· -	 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	・イイの販売による収入から木村生産寺に安りる経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富	士市大淵	4420	9	ろ104	山林	0. 4380	7. 1 x+*	77	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営・・乙が森神経営・・乙が森神経営・・乙が森神経営・・乙が森神田村販売管理している。実、等1の大変を産業する。 2.森が森神理して管びる場合、と・本が森神理とででは、第1の大変を変め、設回がなる森が、では、第1の大変を表した。 3.森が海中では、第1の大変を表した。 3.森が海上目る。 3.森が選上した。 4を1のよりでは、2.なが、2を1のようなのが、2・本が、2・本が、2・本が、2・本が、2・本が、2・本が、2・本が、2・本	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的ないこと。 ・甲及びこは、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。	を権る1、本及業しがやう2方経権Dと方指振現よう く権な・方乙し払い。 経が場時材び務、確か。相法営者をと法定込金り。 経がい時及かてい。 経が場所を対して、手 質い払し、すび渡こ 理さ 業販了結、こ 方 実甲う支甲口甲しな 理さ〉相法にのわ 実力 で と 対しいの は は で に かい がっか に が	

		乙が	経営管理	性権の認	段定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	Ī	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富	土市大淵	4420	9	ろ104	山林	0. 4380	<i>7</i> ‡*	77				
[]	の言		司意する ひ設定を		市町村	(乙)	•	•		住所(同上)富士市長	· 小長井 義正		
		権利	を設定す	う森林	木の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	II	別事項													
					権の設定を	受ける	市町	(名利	下)				(所在地)		
	理		村	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	. 03-	/htt: 6		権を設定す	る森林	の森	(氏名	4又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	听有者	(甲)										
		乙が糸	E営管理	権の影	没定を受け	ける森林	木 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	Ē	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1	富	士市大淵	14628	9	い59-1	山林	0. 0330	ヒノキスギ	74	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了	
2	同	Ŀ	14684	9	ろ86	山林	0.0406	ヒノキ	62	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目記による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	し、収支結果 、収定後は、 、確定に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
3	同	Ŀ	14712	9	V\61	山林	0. 0320	ヒノキスギ	74	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施	ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に	とおった。 とおいる ととはは、 をはいる をはいる をはいる をはいる をはいる ととは、 ではいました。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
4	同	Ŀ	14713	9	V \61	山林	0. 0730	ヒノキスギ	74	同上	同上	にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・ こは、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	ない場合〉 ・時期、相手 方及び方法 こから金銭の支 払いは行わない。	

		乙が絹	圣営管理	権の記	段定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	萨	f 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士	亡市大淵	14628	9	₹ 159−1	山林	0. 0330	ヒノキスギ	74				
2	同上	.	14684	9	ろ86	山林	0. 0406	ヒノキ	62				
1	同上	Ξ	14712	9	V 161	山林	0. 0320	ヒノキスギ	74				
2	同上	-	14713	9	V\61	山林	0. 0730	ヒノキスギ	74				
 		===) = =	ョナトラ				<u> </u>						
			意する。 設定を		市町村((乙)				住 所(同上) 富士市县	小長井 義正		

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

住

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	IIΗ	別事項											T		
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
	理		<	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	112 経治	営管理権	権を設定す	る森林	穴森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
		乙が糸	E営管理	権の影	と定を受け	トる森林	木 (A))	1		経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	Ē	折 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富	士市大淵	4477-2	9	31	山林	0. 2231	ヒノキスギ	64	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	《経営管理実施権が設定される場合》 1.森林経営・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。2.森林管理・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、失災、病害虫及び気象災害等の	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法	〈経常数は を を を を を を を を を を を を を を を を を を り	
2	同	Ŀ	9112	9	3 1	山林	0. 0056	ヒノキスギ	64	同上	同上	状況を確認するため、年1回以上、株道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。3.森林施業・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負	う2. ・相 ・相 ・相 ・管 ・をと ・と ・をと ・をと ・をと ・で ・の ・は ・す ・をと ・は ・で ・し、、る は ・で ・し、、る は ・で ・し、、る は ・で に ・で に ・で に ・で に に で に に に に に に に に に に に に に	
3	同	Ŀ	9114	9	3 1	山林	0. 0760	ヒノキスギ	64	同上	同上	ない場合・・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林における伐採等は控える。 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	〈経営設定まれ 経営設定会〉 ・時設定会〉 ・時期びら母 ・時期びら母 をは行わないている とは行わない。	

	乙が	経営管理	権の記	段定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	4477-2	9	31	山林	0. 2231	ヒノキスギ	64				
2	同上	9112	9	31	山林	0. 0056	ヒノキスギ	64				
3	同上	9114	9	31	山林	0. 0760	ヒノキスギ	64				
					<u> </u>	[
	の計画に「 権利の			市町村((乙)				住 所(同上) 富士市县	· 小長井 義正		
	権利	を設定す	る森材	木の森林所	f有者	(甲)			住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	個別事	卢快													-
					権の設定を	受ける	市町	(名利)				(所在地)		
	理	集	村	(乙)				富士	:市長	小長井 義	誕正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-1	13 経営	営管理権	権を設定す	一る森林	水の森	(氏名	4又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
	Z	が経	営管理	権の影	設定を受け	ける森村	末 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市力	大淵	14626	9	V \72−2	山林	0. 0393	ヒノキ	61	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	《経済の 《経済の 《経済の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	
2	同上		14635	9	い58-6 い72-2	山林	0. 0499	ヒノキ	59 61	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林 職業を実施するとともに、森林 能業をは空るのでは、選挙をは控えるのでは、 経営管理実施権が設定される。 などはできる。 などはできる。 などはできる。 などはなるのでは、 を実施する。なは、 を実施する。なは、 を実施される。なは、 を実施など生物多様性には、 を実施する。 を表が、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	と方指版現よう。 と法定込金り。 と法定込金り。 と法定込金り。 と描しな 単さ〉相法にのわ を指がい時及かてい。 を着がい時及かてい。 は渡れ 手 対支な 対立、 大口し払い。	

	乙が絹	圣営管理	権の認	と 定を受け	る森林	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14626	9	₹ \72−2	山林	0. 0393	ヒノキ	61				
2	同上	14635	9	い58-6 い72-2	山林	0. 0499	ヒノキ	59 61				
)設定を	受ける	市町村((甲)			住 所(同上) 富士市長住 所(同上)	· 小長井 義正		

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	個別	尹"只													
					権の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
	理	集	: 村	(乙)				富士	:市長	小長井 義	証		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-1	17 経済	営管理権	権を設定す	つる森材	水の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
	Z	こが経	営管理	権の影	と 定を受け	ける森林	末 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市	· 大淵	15034	10	V 165	山林	0. 0796	ヒノキ	92	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	く経がような く経がよう。 を構るものでする。 を構るは、 を構造の、 を構造の、 を構造の、 を構造の、 を構造の、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を、また、 を、、 を、また、 を、、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	
2	同上		4457-3	10	١ ٧٦1	山林	0. 5408	ヒノキ	67	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林 職業を実施するとともに、森林には物多様には空えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合)存続期間中に間代実されない場合)存続期間中に開代実されない場合。なお、渓畔林にものと実施する。なは控える。なは控える。特性にはずる。は、火災、病害・虫及びる性性に配慮度、次、病害・虫及びる状態に、大災、別方を確認する。の、と、大災、別方を確認するの、大災、関連がよるの、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	と方に込みり。 く権ない時及かていた。 と法定込金り。 く権がい時及かていた。 はずなりのでは、 単ささく相法にのわかない。 くれの単にに 実れ 手方としている。 くれの座にに 実れ 手 対支ない。 とないのでは、 単さく 相法にのわい。 しない。 しないのが、 はいのにに がいる はいのにに がいる はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はい	

	乙が絹	圣営管理	権の認	足定を受け	ける森林	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	15034	10	₹ 1 65	山林	0. 0796	ヒノキ	92				
2	同上	4457-3	10	V\71	山林	0. 5408	ヒノキ	67				
)設定を	受ける	市町村((甲)	<u> </u>	<u> </u>	住 所(同上) 富士市長住 所(同上)	小長井 義正		

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	在	27 経済 林戸	(乙) 営管理 所有者	権の設定を 権を設定す (甲) 党定を受け 準本が班	つる森林	木の森	(氏名		小長井 義 名称)	<u></u> 正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)		
番号所	03-1 乙が経 在	27 経濟林房	営管理体 所有者 権の影	(甲) 対定を受け 準林班	ナる森 ^林		(氏名			E I				
番号 所	乙が経在	常管理	所有者 権の設	(甲) 対定を受け 準林班	ナる森 ^林			4又は4	名称)			(住所又は所在地)		
番号所	在	常管理	所有者 権の設	(甲) 対定を受け 準林班	ナる森 ^林)							
番号所	在			準林班		木 (A))							
		地番	林班							経営管理権			乙が甲にDを	
1 官士市				1.97	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及 び方法	備考
1	市大淵	14889	11	V\1	山林	0. 0261	ヒノキ	57	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉	
2 同上		14890	11	V1	山林	0. 0723	ヒノキ	57	同上	同上	権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理・乙が選定した経営管理実施・	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。	1.時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果	
3 同上		14891	11	V1	山林	0. 0069	ヒノキ	57	同上	同上	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目似による森林巡回を実施 する。	はり見たりる。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。	が確定後、速 やかにおこな う。 2.相手方及び 方法 経営管理実施	
4 同上		14892	11	V 11	山林	0. 0039	ヒノキ	57	同上	同上	3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様	4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。	権者をという をとはなる をとはなる をとはなる 指込 をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をとなる をしる をしな をしなる をしなる をしなる をしなる をしなる をしな をしなる をしな をしな をしな をしな をしな をしな をしな をしな	
5 同上		14902	9	344	山林	0. 1626	スギ	53	同上	同上	性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経	現金手渡しに よりおこな う。 〈経営管理実施	
6 同上		14903	9	ろ73-2	山林	0. 0452	ヒノキ	54	同上	同上	・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気	営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法	権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対	
7 同上		9135	10	V 1-1	山林	0. 0558	ヒノキ	58	同上	同上	象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	して金銭の支 払いは行わな い。	

	乙が絹	圣営管理	権の影	と定を受け	ける森林	木 (A))		経営管理権を設定す	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14889	11	V1	山林	0. 0261	ヒノキ	57				
2	同上	14890	11	V1	山林	0. 0723	ヒノキ	57				
3	同上	14891	11	V1	山林	0. 0069	ヒノキ	57				
4	同上	14892	11	V1	山林	0. 0039	ヒノキ	57				
5	同上	14902	9	ろ44	山林	0. 1626	スギ	53				
6	同上	14903	9	ろ73-2	山林	0. 0452	ヒノキ	54				
7	同上	9135	10	レ \ 1−1	山林	0. 0558	ヒノキ	58				
F = 0	の計画に同	意する										7

権利の設定を受ける市町村(乙)

所(同上)

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が 変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	II	別事項													
					権の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理		村	(乙)				富士	市長	小長井 義	起		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	129 経済	営管理権	権を設定す	-る森林	め森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
				听有者											
		乙が経	E営管理	権の設	定を受け	ける森林	末 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	戶	新 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富:	士市大淵	9272	10	l \92	山林	0. 1044	ヒノキスギ	66	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	〈経営管理実施 権が場合と も を を を は は は は は は は は は は た り り り り り り り り り	
2	同。	Ł	9274	10 11	い91 い73-1	山林	0. 0330	ヒノキスギ	59 70	同上	同上	状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。3.森林施業・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、、浜畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが	う2. 大経権 大型 大経権 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型	
3	同。	Ł	9319	10	V 9 1	山林	0. 0945	ヒノキ	70	同上	同上	ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、渓畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	〈経営管理実施 権が設定合〉 ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・時期大力に ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は ・は	

	乙が絹	圣営管理	権の認	足定を受け	ける森木	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	9272	10	V 19 2	山林	0. 1044	ヒノキスギ	66				
2	同上	9274	10 11	い91 い73-1	山林	0. 0330	ヒノキスギ	59 70				
3	同上	9319	10	V 9 1	山林	0. 0945	ヒノキ	70				
)設定を	受ける	市町村			I		住 所(同上) 富士市長	: 小長井 義正		

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	四刀	リ事項													
					権の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理	身	[村	(乙)				富士	上市長	小長井 義	証		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	133 経済	営管理権	権を設定す	トる森林	か森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
				所有者											
		乙が経	E営管理	!権の影	没定を受け	ける森村	木 (A))			経営管理権		ナけの眠さにトス加するとナけれる際に悪むス奴	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士	市大淵	9199-1	10	V>53-1	山林	0. 0081	ヒノキ	67	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び		〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期 木材生産業務	
2	同上		9199-2	10	V>53-1	山林	0. 0294	ヒノキ	67	同上	同上	木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示	及業が収支結果 業務が収支結果が確定におこれで が確定におこれで う。相手方及び 方法	
3	同上		9200-1	10	い52-1 い53-1	山林	0. 3903	ヒノキ	64 67	同上	同上	する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様	により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。	経権 Dと方指版にこ払の座に 対対の座に	
4	同上		9200-2	10	V\18-1	山林	0. 1841	ヒノキ	69	同上	同上	性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多		現金手渡しに よりう。 〈経が設定され ない場合〉 ・時期、相手	
5	同上		9203	10	₹\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	山林	0. 0413	ヒノキ	67	同上	同上	様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。		方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	

	乙が絹	経営管理	権の影	足定を受け	る森林	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	9199-1	10	い53-1	山林	0. 0081	ヒノキ	67				
2	同上	9199-2	10	い53-1	山林	0. 0294	ヒノキ	67				
3	同上	9200-1	10	レ \52−1 レ \53−1	山林	0. 3903	ヒノキ	64 67				
4	同上	9200-2	10	V 18-1	山林	0. 1841	ヒノキ	69				
5	同上	9203	10	い53-1	山林	0. 0413	ヒノキ	67				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を() 書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇目まで」と記載すること。

	個別事														
					権の設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整	理	集	村	(乙)				富士	上市長	小長井 義	証		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-1	39 経営	営管理権	権を設定す	つる森材	トの森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
	Z	が経	営管理	権の影	と 定を受け	ける森林	末 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市力	大淵	14814	9	ろ25-3	山林	0. 0710	ヒノキ	16	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	く経がような く経がよう。 を構るものでする。 を構るは、 を構造の、 を構造の、 を構造の、 を構造の、 を構造の、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を、また、 を、、 を、また、 を、、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、また、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	
2	同上		14815	9	ろ25 - 3	山林	0. 0343	ヒノキ	16	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林 職業を実施するとともに、森林には物多様には空えるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合)存続期間中に間代実されない場合)存続期間中に開代実されない場合。なお、渓畔林にものと実施する。なは控える。なは控える。特性にはずる。は、火災、病害・虫及びる性性に配慮度、次、病害・虫及びる状態に、大災、別方を確認する。の、と、大災、別方を確認するの、大災、関連がよるの、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、大災、別方を、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	と方に込みり。 く権ない時及かていた。 と法定込金り。 く権がい時及かていた。 はずなりのでは、 単ささく相法にのわかない。 くれの単にに 実れ 手方としている。 くれの座にに 実れ 手 対支ない。 とないのでは、 単さく 相法にのわい。 しない。 しないのが、 はいのにに がいる はいのにに がいる はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はいいん はい	

	乙が	経営管理	権の認	段定を受け	ける森林	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14814	9	Z25-3	山林	0. 0710	ヒノキ	16				
2	司上	14815	9	<i>3</i> 25-3	山林	0. 0343	ヒノキ	16				
ΓΞ(り設定を	受ける	市町村((甲)			住 所(同上) 富士市長住 所(同上)	· 小長井 義正		

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	112777	尹供											·		
整	班	集		営管理村 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名利 富∃		小長井 義	証		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
	号	03-1	_	党管理 相	雀を設定す	て委材	kの森		る又は		<u>,</u>		(住所又は所在地)		
				可有者 所有者		20 NW 1	1.0 > 1/2/	(+ Q	37(10)	H 137			(12/7/) (13/7/) [12/2/		
	í	乙が経	営管理	権の影	没定を受け	する森村	末 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市	 方大淵	14640	9	366	山林	0. 1791	ヒノキ	57	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営・乙が選定した経営管理実施権	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務 手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をも とに算定する。	〈経営管理実施権 が設定される場合〉	
2	同上		14641	9	ろ66	山林	0. 3672	ヒノキ	57	同上	同上	者が森林経営を受託し、利用間 伐等の木材生産業務及び木材販 売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権 者が森林管理を受託し、火災、 病害虫及び気象災害等の状況を	2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して 得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した 設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により 算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	合? 1.時期 木材生産業務及 が木材販売業収支 が完了し、収支 結果が確定後、 速やかにおこな	
3	同上		14645	9	ろ66	山林	0. 0495	ヒノキ	57	同上	同上	確認するため、年1回以上、林 道などの既設道からの目視によ る森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権 者が提示した企画提案書に基づ	・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。	う。 2.相手方及び方 法 経営管理実施権 者から甲にDを 支払うことと	
4	同上		14711	9	い60-1	山林	0. 0337	ヒノキ	64	同上	同上	いて、森林施業を実施するとと もに、渓畔林における伐採等は 控えるなど生物多様性に配慮す る。 〈経営管理実施権が設定されな い場合〉	・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務 手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助 金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者 がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求	し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し によりおこな う。	
5	同上		14720	9	ろ89	山林	0. 1193	ヒノキ	57	同上	同上	・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象	めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉	〈経営管理実施権 が設定されない 場合〉 ・時期、相手方 及び方法 乙から甲に対し	
6	同上		14721	9	ろ90・99	山林	0. 1457	ヒノキスギ	54 64	同上	同上	災害等の状況を確認するため、 年1回以上、林道などの既設道 からの目視による森林巡回を実 施する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材 の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するも のとする。	て金銭の支払い は行わない。	

	乙が絹	圣営管理	権の記	段定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14640	9	ろ66	山林	0. 1791	ヒノキ	- 57				
2	同上	14641	9	ろ66	山林	0. 3672	ヒノキ	- 57				
3	同上	14645	9	ろ66	山林	0. 0495	ヒノキ	57				
4	同上	14711	9	い60-1	山林	0. 0337	ヒノキ	64				
5	同上	14720	9	ろ89	山林	0. 1193	ヒノキ	57				
6	同上	14721	9	ろ90・99	山林	0. 1457	ヒノキ スギ	54 64				
						<u> </u>						
20	の計画に同 権利の			市町村((乙)				住 所(同上) 富士市長	小長井 義正	-	

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	III.	別事項											I (()		
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
	理	身	`	(乙)						小長井 義	[正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	/// / /	営管理権	権を設定す	-る森林	い森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林凡	所有者	(甲)										
		乙が経	E営管理	権の影	足定を受け	ける森林	木 (A))	ı		経営管理権		 木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	戸	斤 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富二	上市大淵	13985	9	ろ45-2	山林	0. 0591	ヒノキ	59	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期 木材生産業務	
2	同。	E	13986	9	ろ45-2	山林	0. 0161	ヒノキ	59	同上	同上	木材販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害1回 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施	・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示	及び木材販売 業務が収支結、東 し、確定におこな う。相手方及び 方法	
3	同_	E	4463-1	9	ろ45-2	山林	0. 0842	ヒノキ	59	同上	同上	する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様	により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが	経営か支払、、 をとし、、 をとし、、 をとし、、 をとし、、 をとし、、 をとし、、 を をとし、、 を とし、 は は す とし、 は す とし、 は す とし、 は す とし、 は す とし、 は す とし、 は す とし、 は す とし、 は す と し 、 に を し 、 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	
4	同_	E	4464-3	9	ろ45-2	山林	0. 1087	ヒノキ	59	同上	同上	性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多	助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。	よりおこな う。 〈経営管理実施 権が場合〉 ・時期、相手	
5	同。	Ŀ	4467	9	ろ45-2 ろ48	山林	0. 0915	ヒノキ	56 59	同上	同上	様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	

	乙が糺	圣営管理	権の認	と 定を受け	る森林	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	13985	9	ろ45-2	山林	0. 0591	ヒノキ	59				
2	同上	13986	9	ろ45-2	山林	0. 0161	ヒノキ	59				
3	同上	4463-1	9	ろ45-2	山林	0. 0842	ヒノキ	59				
4	同上	4464-3	9	ろ45-2	山林	0. 1087	ヒノキ	59				
5	同上	4467	9	ろ45-2 ろ48	山林	0. 0915	ヒノキ	56 59				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

富士市長 小長井 義正

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を() 書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇目まで」と記載すること。

本の		ΠÞ	划事項						1					Landin		
(氏名文は名称)						権の設定を	受ける	5市町								
本財	整		,	<							* * */.	を				
本村の販売による収入から木材生産等に要する経 変体現 連本作用 加班 地目 面積 現況 現況 (終期) (B) 私名経営管理・(放射) (B) 私名経営管理・(放射) (B) 私名経営管理・(放射) (B) 本村の販売による収入から木材生産等に要する経 変体験してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 大村の販売収入の額と 「地帯を対象を発してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 大村の販売収入の額と 「地・(を) (D) の額の算定方法 大村の販売収入の額と 「地・(を) (D) の額の算定方法 大村の販売収入の額と 「地・(を) (D) の額の算定方法 大村の販売収入の額と 「地・(を) (D) の (E) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	番	号	5 03-	161 経常	営管理	権を設定す	る森材	木の森	(氏名	3又は	名称)			(住所又は所在地)		
## 2022.1.14				林克	所有者	(甲)										
番号 所 在 地番 林班 地目 面積 規況 機能			乙が糸	圣営管理	権の記	段定を受け	ける森材	林(A)	ı				*** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **		
15048 10 15048 10 10 10 10 10 10 10 1	番号		所 在	地番	林班		地目		現況樹種	現況林齢		(終期)		費を控除してなお収益がある場合において甲に支	期、相手方及	備考
基づいて、森林施業を実施するとともに、渓畔林における	1	富	『士市大淵	15048	10	\b\67−1	山林	0.0690	ヒノキ	65	2022. 1. 14		る場合〉 1.森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託も残めて ・村販売業務を実施する。 2.森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 ・石が大材生産産業務の ・名が森林管理 ・石が海でした経営管理実施 を著が森害虫を受託きい、等回以上、株がまったが、で、大沢を確認するが、の目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金額をもとに算定する。 2.木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3.木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4.留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	権場時代 を を を は を は を は は は は は は は は は は は は は	
る伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 *** ※回を実施する。 ** ** ** ** ** ** ** ** **	2	ĪĪ.	1.E	15049	10	V \67−1	山林	0. 0297	ヒノキ	65	同上	同上	基づいて、森林施業を実施するとともに、 深呼体におるなど生物多様性にえるなど生物多様性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉・ た施する。 なお、深畔林に間 戊を施する。 なお、深畔林にで変になたって控えるなど生物多様性に配慮する。 ・ 近接に配慮する。 ・ の状にを関係で表して、 の状にを確認するどの状にでは、 等の状以上、 の状になるない、 年1回以上、 本が気が、 年1回以上、 本が気が、 年1回以上、 本が気が、 年1回以上、 本が気が、 年1回以上、 本が気が、 年1回以上、 本が、 年1回以上、 本体	・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2.留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する	方指版現よう。 大指版現よう。 大権ない時及から全はでいた。 を権ない時及がら全はでいた。 を権ない方とのわれたのわれた。 を権ない方とのわれた。 を権ない方とのわれた。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	

	乙が糸	圣営管理	権の認	段定を受け	ける森林	妹 (A))		経営管理権を設定	でする森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	15048	10	₹ v67−1	山林	0. 0690	ヒノキ	65				
2	同上 15049 10 い67-1 山林 0.0297 ヒノキ 65							65				
	の計画に同 権利の]意する。)設定を	。 受ける	市町村 ((乙)	ļ			住 所(同上) 富士市县	長 小長井 義正		
	権利を	設定す	る森林	の森林所	有者	(甲)			住 所 (同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	1回万	事項	1												
					権の設定を	受ける	方市町	(名利					(所在地)		
整	理	集	•	(乙)						小長井 義	を 正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	/htt:		権を設定す	つる森材	木の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林	所有者	(甲)						_				
		乙が経	E営管理	権の認	段定を受け	ける森材	妹 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士证	市大淵	14693	9	ろ104-1	山林	0. 0350	スギ	77	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営管理実施権が設定される場合〉 1.森林経営・・乙が森特経営・・乙が森特経営・・乙が森特理と乗施権が設定と発送を受業する場合が森特のでは、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	を権る1、本及業しがやう2.方経権Dと方指振現よう く権な・方乙し払い。 経が場時材が務、確か。 相法営者をと法定込金り。 経がい時及かてい。 管定と期生材だ務、確か。 相法営者をと法定込金り。 経がい時及かてい。 増か支し、、るは渡こ 管定合、方甲銭行理さ 業販了結、こ 友 実甲う支甲口甲しな 理さ〉相法にのわまれ	

	乙が	経営管理	性権の記	役定を受け	ける森村	妹 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14693	9	ろ104-1	山林	0. 0350	スギ	77				
	の計画に 権利			5市町村	(乙)	ļ	!		住 所(同上) 富士市县	長 小長井 義正		
	権利を設定する森林の森林所有者(甲)								住 所 (同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

		<u> 判事項</u>													
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
整	理	身	₹	(乙)						小長井 義	正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	/ <u>h</u>		権を設定す	-る森林	の森	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
		乙が経	E営管理	権の影	足定を受け	ける森林	木 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	所	f 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士	:市大淵	14099	9	V\38	山林	0. 1642	スギ	67	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	《経営管理実施権が設定される場合》 1.森林経営・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2.森林管理	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示	〈経営管理実施 権が設定され る場合〉 1.時期 木材生在製販売 業務がが完了	
2	同上	-	14100	9	ろ63	山林	0.0013	ヒノキ	59	同上	同上	・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目記による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施	した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	しがやう。 収支結果 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
3	同上	Ξ	14101	9	い38	山林	0. 0462	スギ	67	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、渓畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され ない場合〉 ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施	ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に	とおける と	
4	同上	=	14102	9	ろ63	山林	0. 0376	ヒノキ	59	同上	同上	にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	ない場合〉 ・時期、相手 方及びら単数で方法に対 している。 といいは行わない。	

	乙が糸	圣営管理	権の認	定を受け	ける森林	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者 (E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14099	9	V\38	山林	0. 1642	スギ	67				
2	同上	14100	9	ろ63	山林	0.0013	ヒノキ	59				
1	同上	14101	9	V \38	山林	0. 0462	スギ	67				
2	同上	14102	9	ろ63	山林	0. 0376	ヒノキ	59				
	】 の計画に同 権利の			市町村((乙)				住所(同上) 富士市長	· 小長井 義正		7

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

住

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	四八	刊 事坦													
				営管理	権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
整		身	村	(乙)				富士	市長	小長井 義	証		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	172 経	営管理	権を設定す	つる森材	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林	所有者	(甲)										
		乙が糸	¥営管理	権の記	足定を受け	ける森林	木 (A))			経営管理権			乙が甲にDを	
番号	所	f 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士	:市大淵	14853	9	ろ12	山林	0. 1219	スギ	64	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	《経営管理実施権が設定される場合》 1.森林経営・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。2.森林管理・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法	〈経がような (経がよう を持たる を持たる を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して を対して をがいて をはいて をいこと といるがいな にいるが にいる	
2	同上	-	14854	9	ろ12	山林	0. 0343	スギ	64	同上	同上	状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3.森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、、渓畔林におうる 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され	に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが	う。 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2 3 3 3 4 2 3 3 4 3 4 3 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	
3	同上	Ξ	14855	9	ろ12	山林	0. 0062	スギ	64	同上	同上	ない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1.甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	《経営管理実施 権が設定され ない場別、相手 方及いら金銭 これないは がいる と がいな がいな はいは がい。	
	1														

	乙が絹	経営管理	権の認	足定を受け	ける森村	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14853	9	ろ12	山林	0. 1219	スギ	64				
2	同上	14854	9	ろ12	山林	0. 0343	スギ	64				
3	同上	14855	9	ろ12	山林	0. 0062	スギ	64				
	】 の計画に同 権利 <i>の</i>			市町村((乙)	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	住 所(同上) 富士市長	小長井 義正		

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

所(同上)

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

	. 1	固別事項											Leatin		
					権の設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)		
整	E		₹	(乙)				-		小長井 義	を 正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	÷ 5	号 03-	181 経	営管理	権を設定す	-る森林	め森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林	所有者	(甲)										
		乙が	経営管理	権の認	没定を受け	する森村	木 (A))			経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番	号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	3	富士市大淵	14575	9	ろ53	山林	0. 0697	スギ	79	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	〈経営合〉 1.森林経営 ・ 乙が森林経営 ・ 乙が森林経営 ・ 乙が森林経営 ・ 乙が森林経営 ・ 乙が森林経営 ・ 乙が森林管理した経営を発養する場合が森特を実施権が販売業理した性を受験の表別回いの日本が森森性では、実面が森森性では、実面が森森性では、大田ののの状況を、代別を、大田ののの状況を、大田ののの状況を、大田ののの状況を、大田ののの状況を、大田のののの状況を、大田のののの状況を、大田のののの状況を、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田ののののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田のでは、大田のでは、、、田ののでは、、大田のいのでは、、大田のいのでは、、大田のいのでは、、大田ののでは、、本田のでは、、本田のでは、、田ののでは、田ののでは、、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、田ののでは、は、田ののでは、田ののでは、田ののでは	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲足び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。	を権る1・木及業しがやう2方経権Dと方指振現よう く権な・方乙し払い。 経常場・時材び務、確か・相法営者をと法定込金り。 経がい時及かてい。 程言の判定材で変わり、自然では、当、では、は、なは渡こ でいるとは、では渡こ では、は、なは渡こ では、のおのでは、ないでは、 単のおし、ない渡こ では、 がいのでは、 がった。 とがいいのとは、 がった。 といいのおりでは、 がった。 といいのおりでは、 がった。 といいのおりでは、 がった。 といいのかに、 にいいのかに、 にいいのかに、 にいいのかに、 にいいのかに、 にいいのが、 にいいのかに、 にいいのが、 にいいのをにに、 にいいのをには、 にいいのをには、 にいいのをには、 にいいのをは、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのをは、 にいいのが、 にいいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいのが、 にいいいのが、 にいいのが、 にい	

		乙が絹	圣営管理	権の記	段定を受け	ける森村	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	展	近 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富立	士市大淵	14575	9	353	山林	0. 0697	スギ	79				
[この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)						•			住 所(同上) 富士市長	· 小長井 義正		
	権利を設定する森林の森林所有者(甲)									住 所(同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

整 理 集 経営管理権の設定を受ける市町 付 (乙) (名称) (所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 番 号 03-182 経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲) (氏名又は名称) (住所又は所在地)	
番 号 03-182 経営管理権を設定する森林の森 (氏名又は名称) (住所又は所在地)	
भागानित (ग)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) 経営管理権 経営管理権 大大大 では、大村の販売による収入から木材生産等に要する経 ませる	
番号 所 在 地番 林班 ^{準林班} 小班 地目 面積 ha 関況 樹種 財務 (終期) (終期) (8期) (8期) (8月) (8月) (1月) (1月) (1月) (1月) (1月) (1月) (1月) (1	方及
1	さ 業販了結 こ 万 実甲うれ 務売 果速な び 施にこ
権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における (投口をは控えるなど生物多様性に配慮する。	甲口甲しな ! 実さか 相法このの座にに 施れ 手 対支

	乙が絹	圣営管理	権の認	と定を受け	ける森林	末 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	14016	9	36-1	山林	0. 0171	ヒノキ	54				
2	同上	14017	9	36- 1	山林	0. 0228	ヒノキ	54				
	この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)									· 小長井 義正		
	権利を	設定す	る森林	の森林所	有者	(甲)			住 所 (同上)			

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	TIEI,	別事項													
					権の設定を	受ける	市町	(名和	尔)				(所在地)		
整	理	集	村	(乙)				富二	上市長	小長井 義	誕正		静岡県富士市永田町1丁目100番地		
番	号	03-	183 経済	営管理権	権を設定す	-る森材	め森	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	所有者	(甲)										
		乙が経	E営管理	権の影	定を受け	ける森林	木 (A))	1		経営管理権		木材の販売による収入から木材生産等に要する経	乙が甲にDを	
番号	月	斤 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富=	上市大淵	13996	9	ろ12-1 ろ41	山林	0. 0667	ヒノキスギ	54 65	2022. 1. 14	6年 (2028. 3. 31)	権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、株道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3.森林施業・乙が選定した経営管理実施	額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う	《経済の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	
2	闰	Ł	13997	9	3 12-1	山林	0. 1024	ヒノキスギ	64	同上	同上	権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林雌業を実施す るとともに、渓路など生物多 性に配慮する。 〈経営管理実施権が設定され ない場合〉 ・乙はる。存続期間中に間受実施 にあたっては、渓畔林におり を実施する。 ・では控える。 ・では控える。 ・では控える。 ・では、火災、病害・虫及びる 様性に配慮が、、病を確認など生物多 様性に配慮が、、病を確認など生物多 を関いましている。 、の状況のようなが、 、の、 、の、 、の、 、の、 、の、 、の、 、の、 、の、 、の、 、	・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	と方指振現よう く権な・方乙し払い。とお定込金り。 経常場別びり金は行せます 管定場別びり金は行いまるとは、るは渡こ 埋さ〉相法にのわなまれ、手が大力とし払い。	

	乙が絹	圣営管理	権の設	対定を受け	る森林	木 (A))		経営管理権を設定	する森林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	富士市大淵	13996	9	ろ12-1 ろ41	山林	0. 0667	ヒノキスギ	54 65				
2	同上	13997	9	S12-1	山林	0. 1024	ヒノキスギ	64				
	の計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙) 権利を設定する森林の森林所有者(甲)								住 所(同上) 富士市長住 所(同上)	· 小長井 義正		

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することする。

(2) 受託者の義務

- ① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写し について、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を 除く。)に対しても、その効力が持続されるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額(D)が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

- (9) 森林施業による測量の実施
 - ① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。
 - ② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報(座標)を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
 - ③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。
- (11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
 - ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
 - ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
 - ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理 受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。